奨学金・就学援助制度を ご利用ください

◆問い合わせ 町学校教育課総務係 ☎82-3111 (内線313)

町では、経済的理由などで就学が困難な児 童や生徒たちが、安心して学べる環境を支援 するため、就学援助制度や奨学金制度を設置 しています。制度を希望する方はお気軽にご 相談ください。

奨学金制

学生を募集します。両育英会は 本町に住む学生に対し、 学生を対象に、平成26年度の奨 会」では、高校生、 伊藤育英会」と「山 短大生、 田町育英 奨学金 大

日

2月1日

~3 月 14

許

可

事

関係書類を添え 願書に必要事項

▽児童または生徒の保護者が震 助の対象者は、次のとおりです。 助するものです 旅行などの費用の一 災により死亡または行方不明 となっている世帯 東日本大震災の被災による援

▽返還方法

卒業後20年

−間で▼

月払い▼半年払い▼年払い

-のいずれかの方法で返還

▽奨学金 月額5万円

町学校 旧は各 小

 ∇ 返還方法 奨学金(月額) ▼高校生…1 申込期間 申し込み方法町学校教育課 て提出してください。 を記入の上、 に備え付けの 払いで返還(無利子) 金)・大学生…各5万円 万5千円▼

教育課にご相談ください ※同制度の申請書の提出 ▽上記以外で、 が認めた者。
困窮していると町教育委員会 活に困窮している世帯 援助を希望する方は、 中学校になります。 被災して生活に

▽家屋が流出および焼失し、 生

▽募集人員 ▼高校生…2人▼

短大生…1人▼大学生…5人

◎山田町育英会

(無利子)

▽募集人員 ◎伊藤育英会 貸し付け内容 に進学予定の人) 応募資格 あるが、奨学金の貸し 継続が可能な人 が学業の継続に困難な状況に 町内在住で、 $\widehat{4}$ 年 し付けで 制 家計 大学

認められる小中学生の保護者に 就学費用の負担が困難であると 日本大震災で被災した事により

学用品や通学用品、

修学

部を町が援

この制 就学援助制 度は、 経済的理由

日や東

としています。 きる人材を育成することを目的 を貸与することで社会に貢献で

度 3 す

就学・進学のための各種支援制

張るあなたを応援

学区外通学や区域外就学を

卒業後10年間

0 月

短大生

田田

代

希望する場合は申請が必要

家庭の事情などにより、教育委員会から指定された学 校以外の町内の学校へ児童生徒を通学させたい場合(学区 外通学)には、申請が必要です。また、山田町外の学校へ 通学させたい場合(区域外就学)も同様です。下記のいず れかの許可事由に該当し、学区外通学や区域外就学を希 望する方は申請してください。

ただし、学区外通学および区域外就学とも、通学方法に ついて保護者が責任を持つ場合に限り認められます。

申請方法やご相談など詳しくはお問い合わせください。

◆申請先・問い合わせ 町学校教育課総務係(☎82─3111 内線313) へどうぞ。

①学年途中に通学区域外に転居したとき ②入学後に転居の予定があり、異動するまでの間、現住所から 転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき

③保護者の共働きなどで下校後児童生徒を監護する者が家庭に いないため、祖父母宅など預り先の住所を通学区域とする学 校へ通学するとき

④短期間の転居で、また元の通学区域に戻ることが予想される

⑤就学指定校に特別支援学級がないため、特別支援学級が設置 由 されている学校の特別支援学級に通学するとき

⑥そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められると きや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき (いじめ、不適応、児童虐待など)

①学年途中に町外に転出したとき

- ②入学後に山田町内に転入の予定があり、転入するまでの 間、現住所から転入予定先の住所を通学区域とする学校 へ通学するとき
- ③町内の特別支援学級に入級していた児童生徒が町外に 転出したが、転出先市町村内の学校に特別支援学級が無 いため、引き続き町内の特別支援学級に入級を希望する とき
- ④国立もしくは私立の小学校または中学校に入学する場 合
- ⑤そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認めら れるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認め られるとき(いじめ、不適応、児童虐待など)

[10]